

平成30年度浅口市競争入札参加資格審査申請書受付要領

【測量・建設コンサルタント等】

- 1 受付期間 平成30年2月1日(木)から平成30年2月28日(水)まで
及び時間 (土曜日・日曜日及び祝祭日は除く)
午前9時～午後4時30分(12時～13時除く)
- 2 受付場所 浅口市役所企画財政部財政課(本庁2階)
〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
電話 0865-44-9004
FAX 0865-44-5771
- 3 提出方法 持参または郵送 **期間内必着のこと**
(郵送の場合は、配達記録郵便等、配達の確認できる方法で送付してください。また、後日記載内容確認後受付票を送付しますので、82円切手を貼付した返信用封筒(受付表(申請者用)を印刷または貼付したハガキでも可)を必ず同封してください。)
- 4 有効期間 この申請に基づいて審査した資格は、平成30年6月1日から1年間適用します。
- 5 注意事項
 - (1) 次の各号に該当する方は、競争入札参加資格申請の受付ができません。
地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
賦課されているすべての税(国税・県税・市税)を完納していない者
申請された申請書及びその添付書類の審査によりその内容が適正と認められない者
 - (2) 浅口市土地開発公社、浅口市水道課への指名願いは、浅口市財政課へ提出されたもので兼用します。
 - (3) 申請にあたっては建設工事、測量・建設コンサルタント関係、物品・役務関係の3部門で受付をしているので、申請が複数部門になる場合はそれぞれの部門ごとで申請すること。
樹木剪定、水道水漏水調査業務、システム開発、ソフトウェア開発、データベース構築などは物品・役務関係で申請すること。
 - (4) 官公庁発行の証明書類等については、特段の指定がない場合において、資格審査申請書提出日の**直前3ヵ月以内**のものを添付すること。
 - (5) 添付書類の不備・記載漏れ等の場合は、受付ができません。不備の場合は、貴社着払いで返送いたしますのでご了解ください。

6 電子入札について

浅口市では、「建設工事」および「測量・建設コンサルタント等」の一般および指名競争入札について、平成28年6月から「おかやま電子入札共同利用システム」を利用した電子入札を行ってきました。

平成30年4月からは利便性の向上、セキュリティ対策の向上などの理由により、電子入札システムがリニューアルされます。

新システムの利用にあたっては、パソコンやICカード等を準備し、利用者登録を行う必要があります。なお、新システムは、民間認証局が発行するICカードが必要となるため、現在の岡山県のICカードは使用できません。

詳しくは、下記ポータルサイトをご確認ください。

新電子入札ポータルサイト <http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>

7 提出書類

申請書は、**A4判縦(色指定なし)フラットファイルに順番に綴じて**、必ず「7 提出書類」左端の番号(例:)をインデックス(見出し)に記入し貼付してください。

なお、ファイルの表紙及び背表紙に商号を記入してください。

また、フラットファイルは、**金属を使用していないもの**を使用してください。

申請者は、本社の代表者とし、実印を押印してください。

・ 受付票

・ 様式第8号

・ 受付票は、一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)の前に、**本紙のみ横方向(インデックス不要)**でファイルに綴じてください。

・ 受付票(申請者用)は、受付後に切り離しお返しします。

郵送の方は、後日記載内容確認後受付票を送付しますので、82円切手を貼付した返信用封筒(受付表(申請者用)を印刷または貼付したハガキでも可)を必ず同封してください。

一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

・ 様式第1-1号~第1-4号(様式第1-2号、第1-3号は経営規模等総括表)「国土交通省 統一様式」でも可(ただし、当市様式第1-4号は、国土交通省様式第1-1に当たるため、添付漏れに注意すること。また、宛先は浅口市長とすること)。

登録証明書の写

- ・登録業者のみ

「コンサルタント現況報告書」があれば併せて提出してください。

測量業者登録証明書

建設コンサルタント登録証明書

地質調査業者登録証明書

補償コンサルタント登録証明書

建築士事務所登録証明書

計量証明事業者登録証明書

土地家屋調査士登録証明書

その他の業種にあつては、これに準ずる書類

測量等実績調書

- ・様式第2号又は独自様式

技術者経歴書

- ・様式第3号又は独自様式

営業の沿革

- ・様式第4号又は独自様式

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

【法人の場合】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本 現在事項全部証明書は不可）

【個人の場合】身分証明書（免許証等ではなく、本籍地の市町村が発行するもの）

- ・履歴事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）は、写しでも支障ないものとします。

財務諸表

- ・個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書

営業所一覧表

- ・様式第5号又は独自様式

納税証明書

- ・納税証明書は、契約権限のある事務所の所在等により、下表のとおりとします。
- ・納税証明書は、写しでも支障ないものとします。

	事 例	添付すべき納税証明書	備 考
個人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等） 市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）	国税...税務署で税務署様式その3の2(申告所得税と消費税および地方消費税に未納額のないこと)の証明を受けてください。 県税...県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等）	市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（所得税、消費税および地方消費税）	
法人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等） 市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）	国税...税務署で税務署様式その3の3(法人税と消費税および地方消費税に未納額のないことの証明)を受けてください。
	市内に本店を有する者(市内業者)	上記に加え、 代表者の市町村税完納証明書	県税...県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等）	市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（法人税、消費税および地方消費税）	

国税の納税証明書につきましては手数料が安価なオンライン請求が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>（イータックス）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/index.htm>（国税庁）

主要取引金融機関名

- ・様式第 6 号又は独自様式

使用印鑑届

- ・様式第 7 号又は独自様式

印鑑証明書

- ・印鑑証明書は、写しでも支障ないものとします。

委任状

- ・共通様式第 1 号
- ・契約締結権を支店等に委任する場合のみ

浅口市暴力団排除条例に係る誓約書

- ・共通様式第 2 号

以上